

## 非常災害時の措置について(保存用)

### 1. 災害変災等が発生した場合の措置

- (1) **午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに**、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合は、臨時休業となります。
- ア **大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。**
- イ **東住吉区のいざれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。**  
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。  
また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。
- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
  - おおさか防災ネット（メール登録もできます）
  - 大阪市危機管理室 X
  - LINE 大阪市公式アカウント
  - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
- ウ **大阪市内のいざれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。**
- エ **「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。**
- (2) 児童が登校した後に、**上記のア～エの様態及び規模の災害等が発生した場合は、授業を取りやめ、児童引き渡し等の措置を取ります。**

### 2. 連絡方法

- (1) テレビ、インターネット等の午前7時現在の気象情報でご確認ください。  
(2) 当日は学校からメール配信（ミマモルメ）か学校HPでお知らせします。

### 3. 備考

- (1) 児童引き渡し時にお迎えが不可能なご家庭は、学校で一時お預かりしていますのでできるだけ早く学校まで迎えに来てください。
- (2) 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。
- (3) **上記のア～エの様態及び規模の災害等発生時以外の警報**では、原則臨時休業となりませんので、ご注意ください。
- (4) 臨時休業に関する、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。